

四国財務局情報公開審査基準

平成 1 3 年 3 月 3 0 日

四国財務局訓令第 2 6 号

改正 平成 1 5 年 4 月 4 日 四国財務局訓令第 4 号

行政手続法第 5 条の規定に基づき、四国財務局の保有する行政文書について行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 9 条各項の決定をするための基準を次のように定める。

四国財務局情報公開審査基準

(目的)

第 1 条 この訓令は、行政手続法（平成 6 年法律第 8 8 号）第 5 条の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年法律第 4 2 号。以下「情報公開法」という。）の規定により財務局長が情報公開法第 9 条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をするために必要とされる基準を定めることを目的とする。

(決定に当たっての基準)

第 2 条 四国財務局における開示決定等をするために必要とされる基準は、[財務省が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準（平成 1 3 年財務省訓令第 2 4 号）](#)を準用する。

附 則

この訓令は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 4 月 4 日四国財務局訓令第 4 号）

この訓令は、平成 1 5 年 4 月 4 日から施行する。